

輪島市門前地区統合保育所整備事業

事業者審査基準

令和8年7月

輪島市

輪島市門前地区統合保育所整備事業
事業者審査基準

目次

第1	総則	3
第2	選定方法・体制	3
1	選定方法	3
2	選定体制	3
3	選定手順	3
第3	審査の項目・基準・配点	4
1	参加資格審査	4
2	第1段階審査	4
3	第2段階評価	5
第4	選定事業者等の決定	7
第5	事業者選定委員会	7

輪島市門前地区統合保育所整備事業 事業者審査基準

第1 総則

この事業者審査基準（以下「本審査基準」という。）は、輪島市（以下「市」という。）が実施する輪島市門前地区統合保育所整備事業（以下「本事業」という。）において、契約の相手方となる事業者を適切に選定するため、提案書の審査基準を示すものである。

なお、本審査基準で使用する用語の定義は、別に定める「輪島市門前地区統合保育所整備事業実施要項」の規定による。

第2 選定方法・体制

1 選定方法

事業者より提出された提案書等については、本審査基準に基づき、門前地区統合保育所（以下「本施設」という。）に関する提案として、事業実施に関する方針・考え方、施設計画に対する考え方、施設整備に対する考え方、建設工期、その他本事業に関する独自提案を総合的に審査し、選定事業者を選定するものとする。

2 選定体制

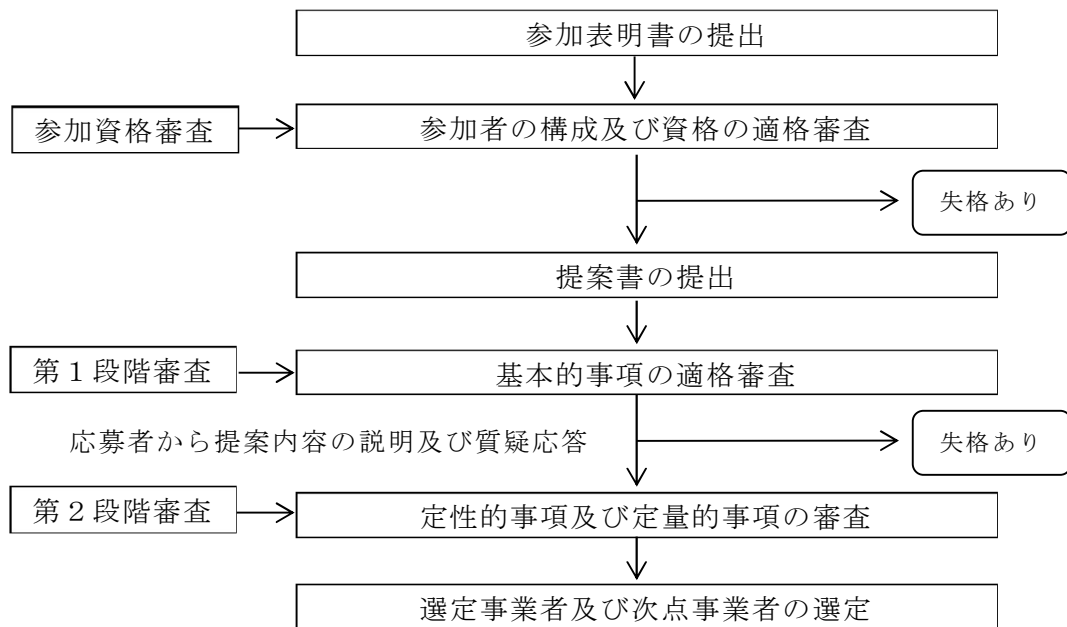
提案内容の審査に当たっては、本審査基準に基づく提案書の審査、選定事業者及び次点事業者の選定を行う輪島市門前地区統合保育所整備事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）を設け、その詳細は第5に定める。

3 選定手順

審査は、参加資格審査、第1段階審査、第2段階審査に分けて実施し、その評価に応じ、選定事業者及び次点事業者を選定する。

参加資格審査及び第1段階審査は、市の事務局が審査するものとし、第2段階審査は、事業者選定委員会において審査する。

なお、参加資格審査又は第1段階審査において、必要な要件等を満たしていない場合は失格とする。失格の場合は、その後の審査を実施しない。



第3 審査の項目・基準・配点

1 参加資格審査

輪島市門前地区統合保育所整備事業事業者募集要領（以下「要領」という。）第4第2項に定める参加資格要件を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

2 第1段階審査

第1段階は次の項目を審査し、失格となった提案は第2段階審査を実施しない。

(1) 基本的事項の適格審査

次の項目を審査し、一つでも要件を満たさない事業者は失格とする。

- ① 要領に定める本施設の要求性能等を満足していること。
- ② 都市計画法、建築基準法等関係法令の規定に関して、重大な不適合箇所がないこと。
- ③ その他、事業の基本的な部分に関して、重大な不適切箇所がないこと。

(2) 事業工程の適格審査

事業者が提案書提出書説明書の様式3-4「建設工期・売買価格提案書」で提案する建設工期が様式3-6「事業工程表」で提案する建設工期を超えているとき並びに、様式3-6「事業工程表」で提案する引き渡し期限が、要領の第1 事業概要、7 事業のスケジュールで定める引き渡し期限を超えているときは失格とする。

3 第2段階評価

第2段階では、以下に示す評価方法・項目・配点に基づき実施するものとし、事業者選定委員会の評点で評価する。

- (1) 定性的事項 90点
- (2) 定量的事項 10点 (合計100点)

3-1 定性的事項の評価 (90点)

定性的事項の評価は、表-1に示す評価区分を参考とし、表-2に示す評価項目に対する得点を決定する。

なお、表-1に示す得点は評価に当たっての基準であり、中間値を用いることができる。

(表-1) 評価区分と配点基準

	評価区分	配点基準 (点)	備考
A	優れている	10	
B	やや優れている	8	
C	ふつう	6	
D	やや劣る	4	
E	劣る	2	
F	記載なし	0	

(表-2) 定性的事項に関する評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
1. 本事業における事業計画に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ① 本事業の目的及び取組方針・計画が提案されているか。 ② 本事業を確実に実施できる実施体制(人員及び資材確保等を含めた具体的な実施体制)が確立されているか。 ③ 激しい市況変動下で有効なコスト抑制手法等についての具体的な内容が提案されているか。 ④ 施工品質を管理する手法が提案されているか。 ⑤ 全体工程計画と工程管理手法に関する事項が提案されているか。 ⑥ 地域振興・地域経済への貢献に関する事項が提案されているか。 	20

2. 本施設の設計に関する事	① 本施設の設計に対して、保育所への入所を予定する保護者や地域住民等の意見等を適切に把握し、反映する具体的な手法が提案されているか。 ② 敷地特性・施設特性を踏まえた施設計画、保護者等の送迎に配慮した提案がされているか。 ③ 保育環境を適切に理解し、乳幼児の安全と健康に配慮された、合理性や機能性が高い施設計画に関する提案がされているか。 ④ 防犯セキュリティの高い施設計画に関する提案がされているか。 ⑤ 環境負荷やライフサイクルコストの低減、維持保全の容易さに配慮した施設計画が提案されているか。 ⑥ 石川県産資材（木材など）の積極的な活用などに関する提案がされているか。 ⑦ 景観や周辺環境との調和（壁面・屋根素材や色彩、形状など）に配慮した施設計画が提案されているか。	60
3. 本施設の工事及び工事監理に関する事	① 敷地特性や周辺環境等に配慮し、騒音・振動等、周辺環境への影響に配慮した仮設計画、施工計画が提案されているか。 ② 建設工事に当たり、工期短縮のための具体的な提案がされているか。 ③ 建物の品質確保に向けた工事監理方法等が提案されているか。	10
合 計		90

3-2 定量的事項の評価（10点）

定量的事項は、基準配点を10点とし、以下により本施設の建設工期について評価する。

（表-3）定量的事項に関する評価項目と配点

評価項目	評価の視点	配点
1. 本施設の建設工期	工程の短縮など本施設の早期整備に対する提案	10
2. 本施設の売買価格	廉価で要求水準を備えた売買価格	評価しない
合 計		10

3-3 建設工期の評価方法

建設工期が最も短いものを1位とし、その配点を10点（ B_1 ：満点）とした上で、2位以下の配点は、1位となった最短工期との比率（ C_1/D_1 ）を考慮し、下記計算式により算出する。

【計算式】

$$A_1 = B_1 \times (C_1 / D_1)$$

A_1 ：建設工期に対する得点（点：少数第3位以下は切り捨てる。）

B_1 ：配点（1位の建設工期への配点＝10点）

C_1 ：1位の建設工期（最短工期）（日）

D_1 ：2位以下となる建設工期（日）

第4 選定事業者等の決定

選定事業者及び次点事業者は、評価点の上位から順に決定する。

また、応募者が1者の場合であっても本審査は有効なものとして取り扱う。

第5 事業者選定委員会

1 所掌事項に関すること

輪島市門前地区統合保育所整備事業者選定委員会設置要領（以下「委員会設置要領」という。）第2条による。

2 組織に関すること

委員会設置要領第3条から第4条による。

3 会議に関すること

委員会設置要領第5条による。また、会議は非公開とする。

4 庶務に関すること

委員会設置要領第7条による。

また、庶務は、参加資格審査及び第1段階審査の結果を、事業者選定委員会に報告する。